

## 第 4 章

### 学校施設整備の基本方針

1	学校施設の規模・配置計画等の方針	5 2
2	学校施設の改修等の基本的な方針	5 5
(1)	長寿命化の方針	5 5
(2)	予防保全の方針	5 8
(3)	目標使用年数の設定	5 9
(4)	改修周期の設定	6 0
3	幼稚園の整備方針	6 1
(1)	現状と課題	6 1
(2)	再編整備方針	6 2
4	その他の方針	6 3
(1)	プールの整備方針	6 3
(2)	給食調理場の整備方針	6 4
(3)	教員住宅の整備方針	6 5

## 1 学校施設の規模・配置計画等の方針

学校施設の規模の標準は、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」とされていますが、「特別な理由があるときはこの限りでない」という弾力的なものになっています（学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条）。学校施設の規模について、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年 1 月文部科学省）を参考に以下のとおり分類しました。

ただし、特別支援学級数は、複式学級の解消やクラス替えの効果に影響しないため、特別支援学級数を除いた学級数で判断することとします。

	小学校	中学校
過小規模校	複式学級が存在する規模	
小規模校	全学年ではクラス替えができない規模	①全学年ではクラス替えができない規模 ②全学年ではクラス替えができる規模 ③免許外指導の解消が可能な規模
標準規模校	学校教育法施行規則で定める標準規模（12～18 学級）	
大規模校	標準規模校を超える規模（19 学級以上）	

	メリット	デメリット
小規模校	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>(2)意見や感想を発表できる機会が多くなる。</li> <li>(3)運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。</li> <li>(4)児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)クラス替えが全部又は一部の学年でできない。</li> <li>(2)クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。</li> <li>(3)運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。</li> <li>(4)教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。</li> </ul>
大規模校	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。</li> <li>(2)クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。</li> <li>(3)クラブ活動や部活動の選択肢が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学校行事等において、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる。</li> <li>(2)児童生徒間の人間関係が希薄化する。</li> <li>(3)教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難である。</li> </ul>

資料：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

## 【小学校】

小学校の規模は、西出水小が大規模校、出水小・高尾野小が標準規模校に分類されますが、6校が小規模校で、5校が過小規模校に分類されます。

令和元年5月1日現在

学校名	出水小	西出水小	東出水小	米ノ津小	米ノ津東小	切通小	蕨島小
児童数	308 (18)	645 (50)	277 (10)	282 (42)	334 (42)	29 (4)	21 (0)
学級数	17 (4)	29 (9)	13 (2)	18 (7)	19 (8)	5 (2)	3 (0)
学校名	大川内小	上場小	高尾野小	下水流小	江内小	野田小	鶴荘前期
児童数	34 (0)	14 (0)	508 (25)	223 (15)	78 (8)	216 (9)	34 (1)
学級数	4 (0)	3 (0)	22 (5)	10 (3)	8 (2)	10 (2)	5 (1)

※ ( ) 内は特別支援児童数 (又は学級数) を再掲

資料：出水市の教育

	過小規模校 (1~5学級)	小規模校 (6~11学級)	標準規模校 (12~18学級)	大規模校 (19学級以上)
小学校	切通小	東出水小	出水小	西出水小
	蕨島小	米ノ津小	高尾野小	
	大川内小	米ノ津東小		
	上場小	下水流小		
	鶴荘前期	江内小		
		野田小		

## 【中学校】

中学校の規模は、出水中が標準規模校、米ノ津中・高尾野中が小規模校③に分類されますが、4校が小規模校①に分類されます。

令和元年5月1日現在

学校名	出水中	米ノ津中	大川内中	高尾野中	江内中	野田中	鶴荘後期
児童数	580 (8)	325 (21)	23 (0)	340 (16)	33 (1)	92 (3)	38 (0)
学級数	17 (2)	13 (4)	3 (0)	13 (3)	4 (1)	4 (1)	3 (0)

※ ( ) 内は特別支援児童数（又は学級数）を再掲

資料：出水市の教育

	過小規模校 (1~2学級)	小規模校① (3~5学級)	小規模校② (6~8学級)	小規模校③ (9~11学級)	標準規模校 (12~18学級)	大規模校 (19学級以上)
中 学 校		大川内中		米ノ津中	出水中	
		江内中		高尾野中		
		野田中				
		鶴荘後期				

児童生徒数は引き続き減少傾向にあり、学校の小規模化がさらに進むことが予測されます。このため、本市においては学校の統廃合は避けて通れない課題ではありますが、現時点では具体的な統廃合の計画は立っていない状況です。

学校が小規模化することで、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学ぶことや、社会性を高めることが難しくなるなど、小規模校としてのデメリットが顕著になることが懸念されていることから、教育的な視点でこうした課題の解消を図っていく必要があります。

一方で、学校は地域コミュニティの核としての性格を有することから、統廃合へ向けての合意形成については、保護者だけでなく地域住民の理解や協力を得ながら進めていくことが重要です。

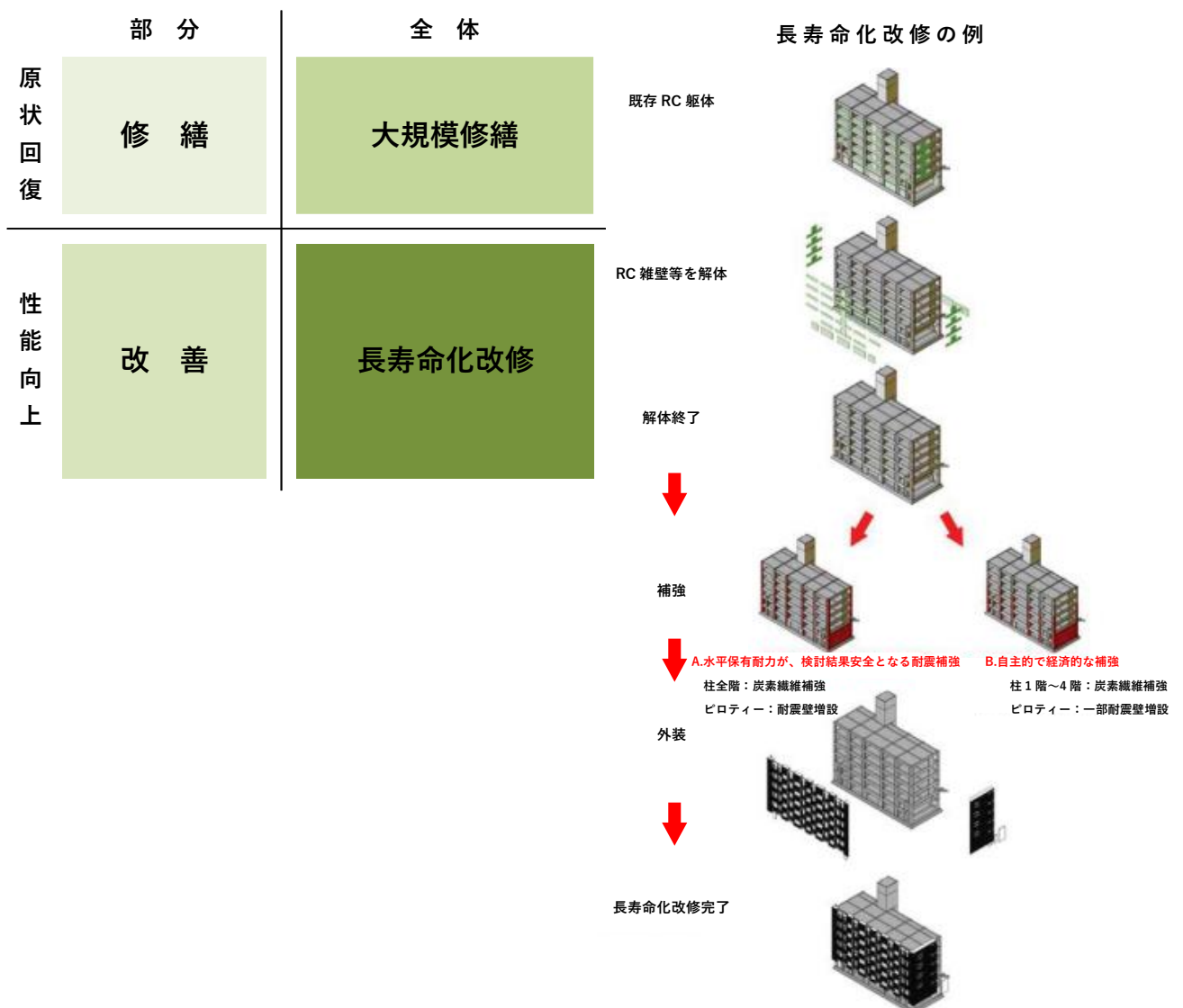
このため、本計画は、現状の規模や配置を維持すると仮定した場合の検討を行います。

## 2 学校施設の改修等の基本的な方針

本市の学校施設や設備の老朽化、不備などの実態を踏まえ、「学校施設の目指すべき姿」を持続的に実現していくための基本方針を次のように設定します。

### (1) 長寿命化の方針

学校施設の老朽化対策としては、改築と改修があります。一般的に改修といっても内容は様々であり、対象は部分なのか全体なのか、また、改修内容は元へ戻すだけなのか、機能や性能を上げるものなのかで、下図のように4つの概念に整理されますが、長寿命化改修は、建物全体を改修し、併せて性能向上を伴うものとなります。



資料：学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）

長寿命化改修では、耐久性や性能を向上させるために、以下のような工事を行います。

耐久性向上	構造躯体の経年劣化を回復するもの	コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等
	耐久性に優れた仕上材へ取り替えるもの	劣化に強い塗装・防水材等の使用
	維持管理や設備更新の容易性を確保するもの	
	水道、電気、ガス管等のライフラインの更新	
性能向上	安全・安心な施設環境を確保するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震対策（非構造部材を含む）</li> <li>・防災機能の強化</li> <li>・事故防止・防犯対策 など</li> </ul>
	教育環境の質的向上を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の多様な学習内容・学習形態への対応</li> <li>・今後の学校教育や情報化の進展に対応可能な柔軟な計画</li> <li>・省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用</li> <li>・バリアフリー化</li> <li>・木材の活用 など</li> </ul>
	地域コミュニティの拠点形成を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災機能の強化</li> <li>・バリアフリー化</li> <li>・地域住民の利用を考慮した教室等の配置の変更 など</li> </ul>

資料：学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）

また、改築と長寿命化改修には、それぞれ以下のようなメリットとデメリットがあります。

	メリット	デメリット
改 築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計や施工上の制約が少ない（高層化や地下階の拡大が容易に可能、設計や施工は比較的容易、耐震基準、法規などについては最新のものに対応が容易）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物が大量に発生する。既存建物の解体と廃棄に費用と時間がかかる。</li> <li>・工事に時間と費用がかかる。</li> </ul>
長寿命化改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期の短縮、工事費の縮減ができる</li> <li>・廃棄物が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計及び施工上の制約が多い（柱・耐力壁などの既存躯体を利用するため間取の変更に制約が生じる場合がある。計画には十分な検討が必要。）</li> </ul>

資料：学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）

これらのことを踏まえ、本市の学校施設を考察すると、実態調査の劣化状況調査で健全度が50点未満の建物は、小学校68棟のうち27棟、中学校40棟のうち15棟、幼稚園7棟のうち2棟となっています。

これらの建物を年次的に改築により整備していくと、単年度ごとの建設費が増大し、本市の厳しい財政状況では、対応が困難な状況になると予想されます。

したがって、中長期的な維持管理等に関わるトータルコストの縮減と予算の平準化を実現する必要があることから、改築より工事費が安価で、機能や性能を向上させる長寿命化改修を基本として整備を進めることとします。

ただし、次のような施設の場合は、改築等を基本とした検討を行います。

- ・鉄筋コンクリートの劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築したほうが経済的に望ましい施設
- ・コンクリート強度が著しく低い施設（おおむね  $13.5 \text{ N/mm}^2$  以下）
- ・基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している施設
- ・校地環境の安全性が欠如している施設

これらのような、老朽化が著しい建物や改修が難しい建物については、改築を検討していくこととなりますが、改築までの期間に応急的な補修・修繕を計画的に行うなど、当面の安全性・機能性等の保全を行います。

## (2) 予防保全の方針

---

学校施設の老朽化に伴い補修箇所は増加しており、現状での維持管理は、施設の破損や不具合が生じてから補修等を行う「事後保全」が中心となっています。このため、施設の点検を定期的を実施し、児童生徒の安全性上問題がある箇所を優先的に改善することを行っている状況です。

事後保全の問題点としては、補修等の事案が発生してからの対処になり、突発的な事故の発生や補修費用の増加があげられます。このため、施設を常に健全な状況で維持し適正な教育環境を提供するためには、中長期的なメンテナンスによる「予防保全」への転換が求められています。

予防保全を行うことで、施設の不具合による被害のリスクを緩和することや、改修、日常的な維持管理の費用を平準化し、中長期的なトータルコストを下げる事が可能となります。

しかし、本市においては老朽化した建物が多く、直ちに予防保全への転換を図るには、毎年一定程度の費用をかけ、建物を健全な状況に戻す必要があり、財政的にも難しい状況です。

したがって、まずは長寿命化改修した施設の計画的な維持管理を実施していくことを優先しながら予防保全への転換を図りつつ、施設を長く使用するため、適切な維持管理を行っていくこととします。



### (3) 目標使用年数の設定

---

学校施設の鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は47年となっておりますが、これは税務上、減価償却を算定するために設定されたものです。物理的な耐用年数はこれよりも長くなっており、学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成27年4月文部科学省）によると、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であるとされています。

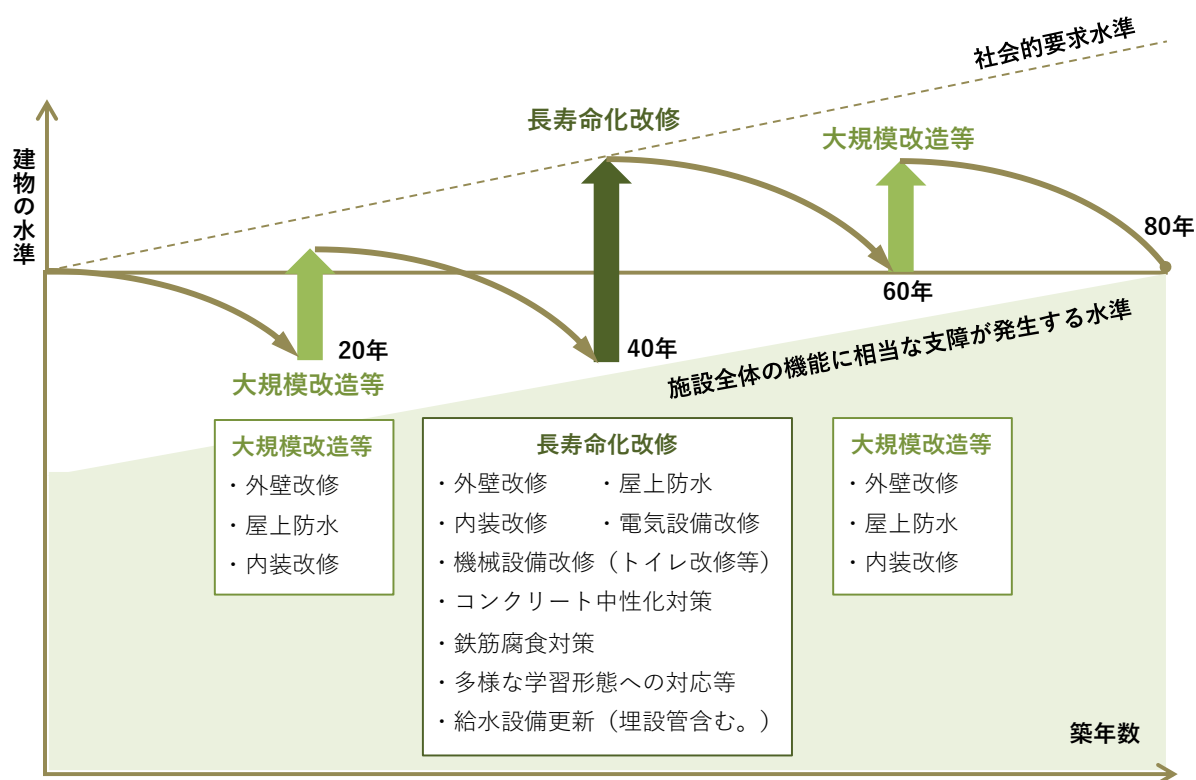
これを踏まえ、学校施設の目標使用年数は80年を基本として設定します。なお、各施設の改築時期は、学校施設全体の事業量について平準化を図る必要があるため、目標使用年数80年を前後することも必要になります。

また、鉄骨構造物については、技術的な耐用年数の目安はありませんが、鉄材における防錆やボルトの締め付けが維持される限り使用可能と想定し、鉄筋コンクリート造建物と同様とします。

#### (4) 改修周期の設定

長寿命化改修した学校施設は、目標年数からすると40年前後使用することができますが、施設を長期的に健全な状態で維持を行い、経年による機能や性能の低下を抑制するために、予防保全的な改修となる大規模改造（外壁・屋上改修等）を20年経過後に行うこととします。

また、長寿命化の対象とならない建築後40年未満の施設のうち、建築年数が20年以上の施設については、大規模改造（外壁・屋上改修等）の周期になっていることから、施設の状態に応じた部分的な改修を計画的に行います。



### 3 幼稚園の整備方針

#### (1) 現状と課題

第3章でも述べたとおり、市立幼稚園園児数は減少を続けており、令和元年5月1日現在の市立幼稚園の充足率は45.9%となっています。それに比べほとんどの保育園（認定こども園（保育園）を含む。）で充足率は100%を超えています。

働き方の多様化等により幼稚園需要はさらに減少すると思われます。

令和元年5月1日現在

	園名	定員	園児数						合計	充足率		
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児				
幼稚園	市立	紫翠幼稚園	(140)	—	—	—	18	33	34	85	60.7%	
		東出水幼稚園	(70)	—	—	—	15	14	19	48	68.6%	
		米ノ津幼稚園	(35)	—	—	—	4	6	10	20	57.1%	
		米ノ津東幼稚園	(105)	—	—	—	8	9	12	29	27.6%	
		切通幼稚園	(35)	—	—	—	2	4	2	8	22.9%	
		野田幼稚園	(70)	—	—	—	7	4	12	23	32.9%	
		鶴荘幼稚園	(35)	—	—	—	3	6	3	12	34.3%	
	私立	出水聖母幼稚園	(104)	—	—	—	29	33	28	90	86.5%	
認定こども園	私立	慈光幼稚園	(幼)	(120)	—	—	—	17	29	19	65	54.2%
			(保)	(102)	8	15	20	25	13	12	93	91.2%
	私立	もみじ保育園	(幼)	(15)	—	—	—	1	0	0	1	6.7%
			(保)	(90)	6	14	17	19	22	24	102	113.3%
	私立	大久保さくら保育園	(幼)	(15)	—	—	—	0	4	2	6	40.0%
			(保)	(110)	4	17	20	27	20	21	109	99.1%
	私立	江内みかん保育園	(幼)	(15)	—	—	—	2	2	3	7	46.7%
			(保)	(62)	5	7	17	10	13	10	62	100.0%
	私立	西出水認定こども園	(幼)	(10)	—	—	—	2	14	20	36	360.0%
			(保)	(90)	3	17	22	24	14	1	81	90.0%
私立	太陽の子鹿島こども園	(幼)	(12)	—	—	—	5	4	3	12	100.0%	
		(保)	(90)	8	18	18	19	16	16	95	105.6%	
保育園	市立	東出水保育園	(120)	8	16	22	20	25	16	107	89.2%	
		米ノ津保育園	(120)	2	16	22	24	24	24	112	93.3%	
		大川内保育園	(20)	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	
	私立	出水保育園	(90)	0	14	16	17	21	22	90	100.0%	
		福之江保育園	(80)	3	16	16	20	18	22	95	118.8%	
		えいふく保育園	(70)	1	13	13	16	18	19	80	114.3%	
		だるま保育園	(70)	1	11	11	14	21	16	74	105.7%	
		沖田保育園	(80)	6	12	13	18	14	16	79	98.8%	
		わかたけ保育園	(60)	3	9	10	13	15	14	64	106.7%	
		愛育保育園	(60)	2	10	12	14	14	8	60	100.0%	
		しもずる保育園	(90)	3	14	18	25	20	22	102	113.3%	
野田保育園	(90)	4	17	17	15	17	23	93	103.3%			

資料：出水市の教育

## (2) 再編整備方針

---

課題のなかでも最も深刻なのは、保育需要の高まり、特に市立幼稚園の園児数の著しい減少です。近い将来において半数以上の市立幼稚園が単独での運営ができなくなるおそれがあります。

これが現実化すれば幼稚園という市の子育て支援が機能しなくなることになることから、一刻も早い対処が必要となります。そのためには、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する認定こども園に移行することが極めて有効であると考えます。園児数の偏在化及び少子化の進行する現状に見合った適正な施設数とし、認定こども園に移行することで、幼稚園教育を受けたいと考える保護者のニーズを満たすとともに、一定の集団規模を確保することができます。

また、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園のニーズの高まりが予想されるとともに、市立幼稚園と私立幼稚園の保育料の差がなくなることで市立幼稚園のメリットも半減されます。

以上のことから、以下の方針で令和2年度から検討を始め、令和4年度までのできるだけ早い時期に具体的な方針を決定し、整備を進めます。

- ・ 市立幼稚園の集約化
- ・ 認定こども園への移行
- ・ 民間活力の推進

## 4 その他の方針

### (1) プールの整備方針

プールの耐用年数は約 30 年と言われますが、20 校中 19 校が築 30 年を経過しています。プールは約 2 月と利用期間が短い中、コストがかかることから、以下の方針で集約化の検討を進めます。

- ・数校で利用できるプールを拠点となる学校に配置する。
- ・市営プール及び民間プールを活用する。

健全度 築年数	50点未満	50点以上			
築50年以上	米ノ津中				
築40年~49年	高尾野小 大川内中	出水小 米ノ津東小 江内小 高尾野中	西出水小 切通小 野田小 江内中	東出水小 大川内小 鶴荘学園	米ノ津小 下水流小 出水中
築30年~39年		蕨島小	野田中		
築20年~29年		上場小			
築20年未満					

### 健全度の算定

プール施設を 5 つの部位に分け、劣化状況を 4 段階で評価し、100 点満点で数値化した評価指標です。「部位の評価点」と「部位のコスト配分」を下表のように定め、健全度を 100 点満点で算定します。

部位の評価点		部位のコスト配分	
評価	評価点	部位	コスト配分
A	100	1 躯体	69.2
B	75	2 仕上	5.4
C	40	3 機械設備	7.7
D	10	4 上屋	1.5
		5 その他	16.2
		計	100.0

<b>健全度</b>	総和（部位の評価点×部位のコスト配分）÷100
------------	-------------------------

## (2) 給食調理場の整備方針

各学校の給食調理場は、高尾野・野田地域及び荘地区は給食センター方式ですが、出水地域は、単独調理場又はブロック調理場方式となっています。

単独調理場及びブロック調理場には、前室がなく調理室に直接入れる動線になっているなど、衛生面での課題があり、給食調理場のドライ化やハサップ（HACCP<sup>(※)</sup>）管理を適用する場合は、現状の面積では納まらないため、改築して対応する事になります。

しかし、給食を提供するためには、現在の調理場を運営したままで改築を行うことが必要であるため、7調理場で推定22億6,000万円もの費用が必要なことや建設場所の確保が難しいなどの問題があります。

以上のことから、出水地域（荘地区を除く。）においても給食センター化の検討を進める必要があります。

学校名	調理場の種類	児童生徒数	現状面積	必要面積	設計・建設費 (設備・備品を含む)
出水小学校	単独調理場	304	161 m <sup>2</sup>	336 m <sup>2</sup>	299,040 千円
西出水小学校	単独調理場	646	178 m <sup>2</sup>	433 m <sup>2</sup>	385,370 千円
東出水小学校	ブロック調理場	362 (291)	179 m <sup>2</sup>	336 m <sup>2</sup>	299,040 千円
大川内小学校	(東出水小)	(35)			
上場小学校	(東出水小)	(11)			
大川内中学校	(東出水小)	(25)			
米ノ津小学校	単独調理場	277	260 m <sup>2</sup>	336 m <sup>2</sup>	299,040 千円
米ノ津東小学校	ブロック調理場	367 (336)	163 m <sup>2</sup>	336 m <sup>2</sup>	299,040 千円
切通小学校	(米ノ津東小)	(31)			
出水中学校	単独調理場	625	250 m <sup>2</sup>	433 m <sup>2</sup>	385,370 千円
米ノ津中学校	単独調理場	342	150 m <sup>2</sup>	336 m <sup>2</sup>	299,040 千円

(※) HACCPとは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や遺物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

この手法は国連の国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格(コーデックス)委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

### (3) 教員住宅の整備方針

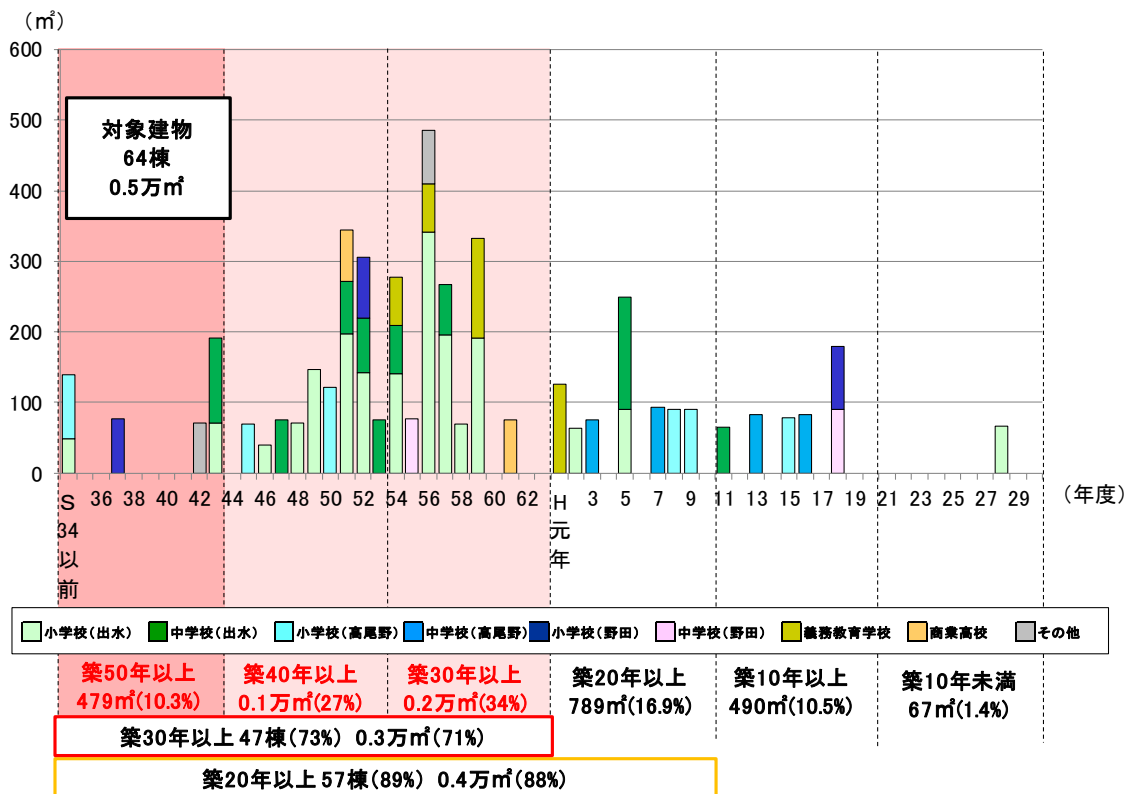
#### 教員住宅の役割

管理職住宅及び一般教員住宅は、民間賃貸住宅の供給不足や道路網の整備状況により通勤圏が限られていたことや転勤の多い教員に対し、安定的かつ良好な居住先を確保することを目的に整備がされてきたものです。

特に管理職住宅については、施設管理上、緊急時の迅速な対応や地域と学校の連携による良好な学校運営の観点から学校敷地内または、学校の近くに建設し、校長、教頭用に供してきました。

#### 教員住宅の実態

教員住宅の経過年数は、築50年以上が479㎡(10.3%)、築40年以上50年未満が1,000㎡(27%)、築30年以上40年未満が2,000㎡(34%)となっており、築30年以上を合わせると47棟(73%)、床面積3,000㎡(71%)となっています。



## 教員の住宅事情

教員個々の生活スタイルや価値観の多様化、民間賃貸住宅の供給数の増加や交通アクセス等の社会経済情勢が変化し、教員を取り巻く住宅事情は大きく変化してきました。

また、民間賃貸住宅に入居する教員については、賃貸料に応じた住宅手当が支給されることから、ライフスタイルに合う住宅を求める傾向があります。

## 今後の方向性

今後の方向性としては、以下の方針で検討を進めます。

- ・原則として、新たな教員住宅の設置、既存住宅の改築は行わない。
- ・へき地（上場小学校区）については、法律上、教員住宅を設置する必要があるため、必要な改修などに努め、引き続き整備を行う。
- ・民間賃貸住宅の供給数が多い校区については、人事異動などに合わせ、教員住宅としての用途を廃止する。
- ・民間賃貸住宅の供給数が少ない校区については、必要な改修などに努め、引き続き整備を行う。



## 第 5 章

### 基本方針を踏まえた施設整備の水準

1	改修等の整備水準	68
2	維持管理の項目・手法等	70
(1)	維持管理の項目	70
(2)	点検・評価結果の蓄積	70

## 1 改修等の整備水準

長寿命化改修に当たっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、「安全面」、「機能面」、「環境面」を確保するための改修を行います。


「安全面」、「機能面」の改修では、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高め、維持管理コストの縮減、計画的な支出による財政の平準化を図り、「環境面」の改修では多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的な要請に応じるための改修を行います。

項 目	整 備 内 容
安全面を確保・維持するための改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外装（屋上防水、外装仕上材、躯体のクラック、鉄筋補修等）</li> <li>・内装（床、壁、間仕切り等）</li> <li>・非構造部材の耐震対策</li> <li>・防災機能</li> <li>・防犯対策</li> <li>・事故防止対策</li> </ul>
機能面を確保・維持するための改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備（空調、給排水等）</li> <li>・ICT設備</li> <li>・バリアフリー対応（段差の解消等）</li> <li>・トイレ改修（洋式化、乾式化）</li> </ul>
環境面を確保・維持するための改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱性能の向上（壁、開口部等）</li> <li>・遮音性能の向上（壁、開口部等）</li> <li>・設備の高効率化（ICT化、空調機設置等）</li> </ul>

長寿命化改修では、整備水準を高めるほどコストは高くなりますが、建物性能の向上により建物寿命が延びたり、設備機能の向上により光熱水費の縮減につながります。

整備レベルについては、次ページの表を標準としますが、校舎の状況や改修内容により整備水準を柔軟に変更します。また、ライフサイクルにおけるコストの試算を行い、予算の見通しを踏まえた整備水準の設定を行います。

## 整備レベルの標準

		高  低				
部 位		整備レベル				
外部仕上げ	屋根・屋上	アスファルト防水 コンクリート保護層あり	アスファルト防水 コンクリート保護層なし	シート防水	塗膜防水	
	外壁	フッ素系塗料	シリコン系塗料	ウレタン系塗料	アクリル系塗料	
		外断熱	内断熱		断熱なし	
	外部開口部	サッシ交換 (複層ガラス等)	既存サッシのガラス交換 (複層ガラス等)		シーリング打替え	
	バリアフリー化	手摺・スロープの設置				既存のまま
		エレベーター設置	設置しない			
		点字ブロック設置	設置しない			
その他外部	日射抑制装置 (ライトシェルフ又は庇)	設置しない				
内部仕上げ	内部仕上げ	内装の全面撤去・更新 (木質化)		床補修 壁・天井塗替え	既存のまま	
	便所	内装の全面撤去・更新 ドライ化		床補修 壁・天井塗替え	既存のまま	
		洗浄機能付き便座	洋式化		既存のまま	
		節水型便器 小便器 (センサー)	節水型		一般型	
		多目的トイレの設置				設置しない
電気設備	受変電設備	自家発電設備	通常受電			
	照明器具	LED照明に交換 (人感センサー、照度センサー付)		LED照明に交換 (センサーなし)	蛍光灯照明	
機械設備	給排水設備	給水設備更新 (敷地内の埋設管も含む。)			既存補修	
	空調設備	空調機の設置・更新		扇風機の更新	既存のまま	

## 2 維持管理の項目・手法等

### (1) 維持管理の項目

学校施設をできる限り長く、安全で良好な状態で使用するため、今後は、従来のような不具合が生じた後に、補修・修理を行う事後保全型の管理から、不具合を未然に防ぎ、劣化や損傷が顕在化する前の段階から予防的に対策などを実施することで、機能の維持・回復を図る予防保全型の維持管理へ転換していきます。

予防保全型の維持管理では、日常的、定期的な施設の点検を実施することが重要になります。

調査主体	調査者	点検種別	実施時期	点検内容	
学校	教職員など	学校保健安全法に基づく安全点検	日常	日常的な設備などの点検	
			毎学期定期	児童生徒などが通常使用する施設及び設備の異常の有無	
			必要がある時	必要な点検	
学校設置者 (学校施設所管課)	専門業者	各種設備などの法定点検	各月	受変電設備（キュービクル） 浄化槽設備	
			年2回	消防用設備	
		各種設備の自主点検	年1回	プールろ過装置	
		外壁点検	10年に1回	外壁仕上（タイル、石貼り、モルタル等）の全面打診	
	学校施設所管課職員	劣化度調査	5年に1回	〔10年に1回は〕 専門業者	屋根・屋上、外壁、設備機器等について目視による現地調査（文科省解説書に準拠）
			予算ヒア		

### (2) 点検・評価結果の蓄積

予防保全による維持管理に取り組みながら、日常的、定期的な点検により老朽化状況を評価・把握します。その点検・評価結果と改修履歴をデータベース化し、計画的な維持管理が行えるようにデータの蓄積を図ります。